

令和7年度

陸別町景観形成事業

# 空家等の解体撤去に対する 経費の一部を助成します。

空き家を解体し、景観に配慮した土地の有効活用によって、陸別町の豊かな景観の形成を進めましょう。 ※ 町内全域の空き家が対象です。

\* 空家等の解体撤去に係る補助金額は次のとおりです。

| 空家の構造       | 補助基本額                             | 補助率     | 補助<br>金額 |
|-------------|-----------------------------------|---------|----------|
| 木造基礎 無（束石）  | @34,200円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> ) | × 50% = |          |
| 木造基礎 有（布基礎） | @40,400円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> ) |         |          |
| 非木造         | @46,400円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> ) |         |          |

<補助上限額> 空家1棟につき補助金額の上限額は50万円です。

\* 延床面積 60 m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎有）を解体する場合

補助基本額 40,400円 × 60 m<sup>2</sup> = 2,424,000円

補助率 50% 2,424,000円 × 50% = 1,212,000円

補助上限額の50万円を超えるため、補助額は50万円となります。

\* 延床面積 28 m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎無）を解体する場合

補助基本額 34,200円 × 28 m<sup>2</sup> = 957,600円

補助率 50% 957,600円 × 50% = 478,800円

- ◇ 対象物件は、個人が所有する陸別町内の空家（専用住宅または併用住宅で、居住がない、もしくは今後居住がなくなる予定の建物）で、町内事業者が解体を行うものに限ります。（法人所有の空家や店舗・倉庫など居住の実態が無い物件は補助の対象外です。）
- ◇ 町外在住の所有者の方も申請が可能です。
- ◇ 同一年度内での補助金申請は申請者1人につき、原則1棟とします。
- ◇ 申請から解体着手可能となるまで時間がかかる為、お早めにご相談ください。
- ◇ 申請書の提出期限は、令和7年12月26日までです。

問合・申込先 陸別町役場総務課企画財政室（27-2141 内線：215）